

意見書案 (令和7年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	介護保険事業者への財政支援と介護保険報酬の臨時改定を求める意見書(案)	日本共産党	2
2	米を安定的に供給するために農業を基幹的産業と位置付け抜本的な予算の増額を求める意見書(案)	日本共産党	3
3	日本学術会議法案の廃案を求める意見書(案)	日本共産党	4
4	都営交通の子ども運賃は適用範囲を18歳まで広げることを求める意見書(案)	日本共産党	5
5	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)	公明党	6
6	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書(案)	公明党	7
7	若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書(案)	公明党	8
8	日本学術会議の独立性・自律性を尊重し慎重審議を求める意見書(案)	A G O R A	9
9	介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者のさらなる処遇改善を求める意見書(案)	A G O R A	10
10	児童の朝の居場所確保に向けたさらなる支援の充実を求める意見書(案)	A G O R A	11
11	婚姻の平等の早期実現を求める意見書(案)	A G O R A	12
12	包括的差別禁止法の制定等を求める意見書(案)	A G O R A	13
13	就職氷河期世代の生活基盤強化と包括的支援制度の確立を求める意見書(案)	A G O R A	14
14	プラスチック汚染の根本的解決に向けた包括的制度の整備を求める意見書(案)	A G O R A	15

介護保険事業者への財政支援と介護保険報酬の臨時改定を求める意見書（案）

2024年度に訪問介護の報酬が2～3%引き下げられ、1年以上が経ちました。厚生労働省が4月14日、社会保障審議会介護給付費分科会に報告した2024年度介護報酬改定後の状況を検証した4つの調査結果によると、中山間・離島や都市部も含めた訪問介護事業所については、いずれの地域でも6割の事業所が減収という厳しい経営状況が明らかになり、減収を免れた事業所は訪問回数を増やしており、介護現場に負担しわ寄せされる厳しい実態が浮き彫りになっています。その結果、2024年度の訪問介護事業者の倒産は前年度比21.1%増の86件で過去最多を記録し、全介護事業所の倒産179件の48%を占めています。

全国市長会の代表である長内繁樹豊中市長は、社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬と実態に乖離があり、次期改定を待ってはサービス提供体制を維持できなくなると危機感を示し、国が事業者に直接的な財政支援を迅速に行うこと、社会経済情勢の変化に耐えうるよう、次期改定を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入することを求める発言をしています。

また、全国知事会は5月15日、厚生労働省に対し、報酬の見直しなどを求める緊急要望を行い、2024年度に基本報酬が引下げられた訪問型の介護事業者などが特に厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど「極めて深刻な状況」だと指摘した上で、介護、障害福祉サービスの基本報酬の次期改定（27年度予定）を待たず、臨時改定を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急の財政支援を求め、加えて、物価や賃金の上昇に応じて適切に報酬をスライドさせる仕組みの導入も要望しました。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国が事業者に直接的な財政支援を迅速行うと共に、削減した訪問介護報酬をただちに復活し、介護保険の国庫負担を10%引き上げて、介護職員の賃上げと労働条件の改善を行い、介護事業所の経営再建、介護事業が「消滅」危機にある自治体における事業継続など公的支援の抜本的強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

米を安定的に供給するために農業を基幹的産業と位置付け 抜本的な予算の増額を求める意見書（案）

米の値段が高騰し、一度スーパーなどの小売店から消え、備蓄米の放出が行われても、その効果は限定的で、高すぎて買えないという悲鳴が上がっています。

生産者の問題ではこの10年間で、米農家が46万戸減り、農地の面積も、生産量も減ってきました。そこにはこの間の農政が減反と減産を農家に押しつけてきたからにほかなりません。担い手不足は深刻です。さらに、円安の影響で、海外からの肥料などが大幅に値上がり、耕作機械の負担も重くのしかかっています。経費の方が高くなり、米を作れば作るほど赤字になり、「米つくって飯食えない」というのが、生産者の声です。

これまでの減反の押しつけに無反省な一方で、米の価格は市場任せにして、国は手を出さない。国民が大変でも、生産者が大変でも、コントロールしなかったということが、米の価格高騰の大本にあります。本来は、米のような主食については安定供給や価格の安定について、国が責任持つことになっています。

米をめぐる危機的な状況を打開するためには、まず、備蓄米の放出と円滑な流通で消費者に早急に届けることです。同時に、米の増産に踏み出す姿勢を示すことです。そのために所得補償の復活など農業生産者への支援を強化することです。市場任せにするのではなく、国が責任を持って米の供給を安定化させる姿勢を示すことで安定した流通が可能になります。

これまでの生産者に自己責任を求める農政を転換し、農業を基幹的産業として位置づけ、米生産の担い手も、農地も増やす政策を考える必要があります。食料自給率の目標45%をかかげるならば必要な予算の増額も必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

農産物の再生産可能な価格や農家の所得補償を行うため、農水産予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
農林水産大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

日本学術会議法案の廃案を求める意見書（案）

政府が提出した日本学術会議の法人化を内容とする「日本学術会議法案」が5月13日、衆院本会議で採決され、参議院に送られました。

これまでの科学者の代表機関としての独立した在り方から、政治的介入の下で、政府の都合に合わせた組織へと変え、結果としては事実上、現在の学術会議を解体に導くものであり、学問の平和利用という根本理念や学問の自由を脅かす重大な法案であることから「日本の学術の終わりの始まり」（歴代会長6氏の声明）と厳しい批判の声が上がっています。

日本学術会議は、第二次世界大戦における科学者コミュニティの戦争協力への反省と再び同様の事態が生じることへの懸念から、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、日本国憲法の保障する思想良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するために1949年創立され、1950年には「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない」旨の声明を発出するなどして、政治権力・外部からの独立性を保って活動してきました。

本法案は、現行法の前文「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」に相当する文言も排除されており、そこで宣明されていた、学術会議の創立時における思想や科学者の初心に基づく学術会議の使命が見失われることも危惧されます。

2020年の菅総理の時代に、学術会議候補の任命拒否問題が起きましたが、政府はこのことを改めるところか、「学術会議の在り方」そのものに問題をすり替え、強引に学問の自由に対する支配を強めようとしています。

この背景には、「戦争する国づくり」を目指す政府と財界の要請があり、このことに批判的な学術会議の存在への不満の思いがあります。

学術会議の法学委員会は、この「法案は受け入れられない」との意見をまとめていますし、多くの学者や弁護士、そして市民の方々がこのことに危機感を抱いて反対しています。

よって、文京区区議会は、政府及び国会に対し、再びあの戦前の過ちを繰り返さないためにも、学術会議の独立性・自律性を損なうような本法案については早急に撤回し、廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長 宛て

参議院議長

都営交通の子ども運賃は適用範囲を18歳まで広げることを求める意見書（案）

子どもの公共交通の運賃は6歳未満が無料、12歳未満は小児運賃で半額ですが、中学生以上になると行動範囲が広がるのに大人運賃となり、交通費負担が一気に重くなります。

子ども運賃の根拠になっているのは、今から80年以上前の1937年に作られた省令の鉄道運輸規程で12歳未満までを小児とし、12歳以上を大人と区分していることにあります。この省令について国交省は「規定よりも低廉なものとするのを妨げるものではない」と答弁しており、規程の料金や年齢設定は最低基準であり、割引の上乗せは事業者の判断で可能であることが明らかになっています。子どもの権利条約や児童福祉法などでは18歳未満を子どもとしていることを踏まえ、時代遅れの規定の抜本的な見直しが急務であることは明らかです。

国際的にはカナダ・トロントで12歳までは公共交通無料、19歳まで割引運賃です。イギリス・ロンドンでは10歳までは無料、15歳までバス・路面電車は無料（地下鉄は半額）、17歳までは半額などとなっています。最近では小田急電鉄が小児IC運賃を全区間一律50円に、京浜急行電鉄も一律75円にするなど新しい動きが始まっています。

東京都の子どもの医療費助成も対象年齢は18歳まで広がりました。子どもの「体験格差」をなくすためにも、バスや鉄道の子ども運賃の対象年齢を拡大し、子ども運賃を安くすることは重要な課題です。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記について実現するよう強く求めます。

記

- 1 小児運賃の対象年齢を拡大し、小学生だけでなく中学生も高校生も、6歳から18歳までの運賃半額の「子ども運賃」とするよう、都営交通が率先して踏み出すこと。
- 2 学生・専門学校生の交通費負担の軽減に向け「学生向け割引フリーパス」の交付事業を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書（案）

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、文京区議会は、政府に対し、次の措置を行うよう強く要望します。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書（案）

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられています。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められています。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望します。

記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払しょくに努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣 宛て

経済再生担当大臣

若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満 25 歳以上、また参議院議員については満 30 歳以上と規定されています。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第 15 条 1 項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和 43 年 12 月 4 日）との見解が示されています。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満 18 歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満 25 歳以上となっています。

一方で OECD 加盟国では、下院での被選挙権年齢は満 18 歳以上が 23 か国、60.5% と最も多くなっており、日本の衆議院の様に 25 歳以上というのは、5 か国、13.2% と少数派となっているのが現状です。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を 18 歳以上と統一している国も過半数を超えています。

全国町村議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の 3 分の 1 を超える 34.1% の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されています。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満 18 歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参加を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

日本学術会議の独立性・自律性を尊重し慎重審議を求める意見書（案）

日本学術会議は、日本学術会議法で「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」と定められています。

しかし、政府は、「国の特別の機関」である日本学術会議の組織を見直し、特殊法人に移行させる日本学術会議法案（以下「本法案」）を国会に提出し、5月13日に衆議院を通過しました。法案は5月28日から参議院で審議が始まり、現在、参議院内閣委員会での審議が進められています。なお、学術会議側は独立性確保の観点から法案の修正を求めています。政府・与党はこれに応じず、今国会での成立が見込まれています。この法案には、憲法23条が保障する「学問の自由」を毀損し、「学者の国会」として何より重要な「独立性」を阻害するおそれなど、極めて重大な懸念が生じており、学術会議当事者の不安も払拭されていません。

2020年10月、当時の菅義偉首相が、合理的な説明を行わないまま、学術会議の会員候補者6名の任命を拒否しました。この問題は、日本学術会議の独立性と、それを担保する人事の自律性を侵害するものであり、その独立性と自律性を基礎づけている学問の自由を脅かし、また国民主権に由来する行政の公正・透明性の原則および説明責任の原則に反する点で、非常に大きな問題でした。にもかかわらず、今回の法案審議においても、政府からはなぜ任命を拒否したのか、本会議や委員会で明確な答弁はありませんでした。

また、政府は日本学術会議法を廃止して新法を制定する理由について、「法人化することにより学術会議の独立性が高まる」としていますが、任命拒否問題で学術会議の独立性を毀損した政府自身が、独立性を定める現行法に問題があるとして廃止を主張することは説得力を欠くものです。形式的に国の機関から切り離して法人化させたからといって、独立性が高まることにはなりません。

学術会議の会長経験者からは「75年あまりにわたって培われてきた、学術に基づいて社会と政府に発信するという機能を弱体化させ、ひいては日本の学術の終わりの始まりとすることになりかねない」との危惧の声も出されています。私たち国民は、先の大戦での反省と教訓に立って憲法に明記された「学問の自由」を守り、真に国民の福祉と科学の発展に資する日本学術会議となるよう、立法府としてできる限りの努力を続けていく責務があります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、学術会議のあり方を法律で定めるにあたっては、学問の自由由来する独立性・自律性が保障されることが大前提であり、本法案はそれを満たしていないことを厳しく指摘し、十分に慎重審議を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者のさらなる処遇改善を求める意見書（案）

わが国の高齢化は急速に進行し、介護を必要とする高齢者の増加により、介護サービスの安定的な提供と介護人材の確保が喫緊の課題となっています。介護保険制度は、高齢者の尊厳を守るための社会的インフラであり、その持続可能性を確保するには、介護従事者の安定的な雇用と処遇改善が不可欠です。

しかしながら、政府が令和6年度に実施した介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。この措置により、小規模な訪問介護事業所では経営難が深刻化し、人手不足も相まって、すでにサービスの継続が困難となる事例が報告されています。

令和4年の厚生労働省の調査によれば、訪問介護事業所の約36.7%が既に赤字経営に陥っており、東京商工リサーチの発表では、令和6年の介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産件数は過去最多の172件に達しました。これは前年比40.9%増であり、現場の疲弊が極めて深刻であることを示しています。

特に訪問介護は、利用者の居宅を訪問してサービスを提供するため、移動時間が報酬に含まれず、ガソリン代等の物価高騰の影響も受けやすい業態です。厚生労働省は処遇改善加算を手厚く設定したとしていますが、加算を前提に基本報酬を引き下げてしまえば、実質的な経営支援にはつながらず、小規模事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白です。

文京区内の介護事業者からも「職員が集まらず、やむを得ず依頼を断っている」との切実な声が上がっており、このままでは地域包括ケアシステムの基盤が崩れ、「介護の社会化」という介護保険制度本来の理念に逆行する事態にもなりかねません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 訪問介護の基本報酬引下げによる影響を早急に調査し、その結果に基づいて、訪問介護事業者への実効性ある支援策を講じること。
- 2 訪問介護事業所の経営悪化を招いている人手不足の解消を図るため、介護従事者に対するさらなる処遇改善を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

児童の朝の居場所確保に向けたさらなる支援の充実を求める意見書（案）

近年、子育て世帯を取り巻く就労環境の変化や多様化、学校における教職員の働き方改革の進展などに伴い、児童の登校前の朝の時間帯における安全・安心な居場所の確保が、喫緊の課題として浮上しています。とりわけ低学年児童をもつ家庭では、登校前に子どもを見守る環境が整っておらず、いわゆる「小1の壁」が保護者の就労継続の大きな障壁となっています。

令和4年度の厚生労働省の調査によれば、子の入学から1年生修了までに正社員で働いていた母親のうち38.5%が離職しており、家庭と仕事の両立を断念せざるを得ないケースが少なくありません。また、保護者の出勤時間と登校時間の間に生じる空白により、児童が早朝に一人で過ごさざるを得ない状況が発生し、実際に校門前で待機する事例が報告されるなど、安全面への懸念が指摘されています。

こども家庭庁が令和6年度に実施した調査においても、登校前に「一人で過ごす時間があり不安がある」と回答した家庭は28.3%にのぼっていますが、一方で、朝の居場所支援を「実施している」または「検討中」とする自治体はわずか3%にとどまり、制度的支援が著しく不足している現状が明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、こども家庭庁は令和7年度より、朝の居場所づくりに取り組む自治体への補助金交付を新たに開始する方針を示しています。これは一定の前進として評価できるものの、補助金による任意事業にとどまる現行方針では、地域間格差の是正や継続的な運営体制の確立には不十分です。特に、自治体からは実施を阻む要因として、「人材の確保（70.0%）」「場所の確保（42.9%）」「予算の確保（33.6%）」が多く挙げられており、現場が直面する困難に対して、今の国の支援は限定的です。制度の不在が自治体の自主性に依存する現状を放置すれば、地域格差の固定化を招き、子どもの安全と保護者の安定的な就労継続を図る上でも、極めて不安定かつ脆弱な状況が続くおそれがあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、児童が安心して過ごし、保護者が安心して送り出せる朝の居場所の全国的な整備を図るため、単なる補助金制度にとどまらず、国の責任において、法制上・財政上の抜本的な制度を早急に新設するとともに、当面の間、地方公共団体の先行的な取組に対しても実効性ある支援策を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（こども政策）

衆議院議長

参議院議長

婚姻の平等の早期実現を求める意見書（案）

「同性婚を認めていない民法及び戸籍法の規定は違憲である」とする訴訟に関して、これまでに全国5つの高等裁判所（札幌、東京、福岡、名古屋、大阪）がいずれも、同性婚を認めない現行制度について「違憲」との判断を下しました。一審で合憲とされた大阪訴訟も、控訴審では違憲とされており、司法判断は明確な方向性を示しています。これらの判決は、同性婚を認めないことが憲法13条の「幸福追求権」、14条の「法の下での平等」、24条の「婚姻の自由」に反することを根拠としています。

同性婚が法的に認められないことにより、当事者は医療、福祉、相続、親権など、多岐にわたる重要な権利が保障されず、「夫婦」として当然に受けられる法的効果から排除されています。公益社団法人Marriage For All Japanがまとめた当事者の声には、「夫婦として生活しているのに、法的な家族として認められていない」「好きな人と結婚することは誰にも否定されるべきでない」といった切実な想いが綴られています。

2023年の日本経済新聞社の世論調査では、同性婚に「賛成」とする回答が65%に上り、自民党支持層でも58%が賛成と回答しています。もはや国民の多数が婚姻の平等を支持していることは明らかです。

国際的にも、同性カップルに法的保障がないG7加盟国は日本のみであり、国連自由権規約委員会（2022年）、女子差別撤廃委員会（2024年）からも繰り返し勧告を受けています。

地方自治体においては、パートナーシップ制度の導入が全国に広がり、2024年時点で459自治体に達し、人口カバー率は85%を超えています。さらに、長崎県大村市を皮切りに、住民票の続き柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載する実務も広がりを見せ、10の東京都特別区は同性パートナーが婚姻と同様の権利を持てるよう社会保障制度の見直しを国に共同要望するなど、地方からの法整備を求める声は日増しに強まっています。

すべての人が尊厳と希望をもって、自らの意思で人生を選び取ることができる社会の実現のために、婚姻の平等は早急に実現されるべきです。国会には、これまでも、同性婚の法制化を内容とする「民法の一部を改正する法律案」（婚姻平等法案）が提出されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、同性婚の法制化を早期に実現するための法的措置を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長

包括的差別禁止法の制定等を求める意見書（案）

我が国では、性別、年齢、国籍、人種・民族、障害、性的指向、性自認、宗教、信条等に基づく差別が依然として存在し、また公人による差別的発言も繰り返されており、人権後進国との批判を免れない状況にあります。とりわけ、偏見や差別を助長・固定化するヘイトスピーチや制度的差別に対し、実効的な立法措置が講じられていないことは重大な問題です。

日本は、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、障害者権利条約などを批准しており、差別を禁止し、平等を保障する法整備は国際法上の法的義務です。たとえば、自由権規約第26条は「すべての人が法律の前に平等であり、差別なく平等な保護を受ける権利」を明記しており、立法を含む防止・是正措置を各国に求めています。人種差別撤廃条約第2条・第4条も、包括的な政策と法整備による差別撤廃を各国に義務づけており、ヘイトスピーチへの対応についても明記しています。

こうした条約に基づき、国連の各人権条約機関は、日本の対応の遅れを繰り返し指摘してきました。たとえば、2022年の自由権規約委員会および障害者権利委員会の最終所見では、日本の現行制度では差別を十分に防止・是正できていないとされ、包括的差別禁止法の早期制定が勧告されました。

また日本は、人種差別撤廃に向けた取組についても、国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けており、国際人権基準にのっとり、人種・民族・出自などを理由とするあらゆる差別を禁止する法制度の整備が求められています。

さらに、包括的差別禁止法の制定に加えて、人権条約で保障された権利が侵害された際に、個人が条約機関に直接申立てを行うことができる「個人通報制度」の導入も必要です。そして、あらゆる人権侵害に対し迅速かつ公平に対応できる、政府から独立した人権救済機関の創設も不可欠です。現在の法務省人権擁護局は政府から独立しておらず、国際的に求められる独立性（パリ原則）を満たしていません。新たな独立機関を設けることで、市民が負担なく公正な手続を利用でき、救済が困難だった人権侵害も適切に対応され、日本の人権状況の抜本的改善が期待されます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、包括的差別禁止法の制定、個人通報制度の導入、そして独立した人権救済機関の創設を早急に実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官

宛て

衆議院議長

参議院議長

就職氷河期世代の生活基盤強化と包括的支援制度の確立を求める意見書（案）

現在、年金制度改革に関する議論が国会で進められており、最低保障である基礎年金の底上げを含む見直しが検討されています。年金財政の持続可能性を確保すると同時に、すべての世代が将来に希望を持って高齢期を迎えられる制度の実現が求められています。その中で特に注視すべきは、これまで制度の谷間に取り残され、支援の手が届きにくかった世代への実効的な対応です。

とりわけ、1993年から2004年にかけて卒業・就職期を迎えた「就職氷河期世代」は、バブル崩壊後の深刻な景気後退のもと、安定した雇用に就くことが容易ではなく、不本意ながら非正規雇用や不安定な働き方を選ばざるを得なかった方が少なくありません。このような雇用環境や、当時の社会保障制度の不備により、同世代の一部は長期にわたって低所得、非正規雇用や年金未納・未加入などの問題を抱え、現在に至るまで生活の不安定さから抜け出せていないのが実情です。

こうした困難は、個人の努力や選択に起因するものではなく、制度的な限界や政策の影響によって生じた社会的課題です。したがって、政治が責任をもって制度的な是正を行うべきで、就労支援にとどまらない、暮らし全体を支える包括的な対策が必要です。就職氷河期世代がこれから高齢期に入っていくことを見据え、社会全体で支え合う仕組みを再構築することが求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の対応を実施するよう求めます。

記

- 1 単身者や低年金世帯が利用しやすい公的住宅の整備・供給を拡充し、住まいに関する不安を軽減すること。
- 2 フリーランスやギグワーカーなど多様な働き方に対応した社会保障制度を整備し、労働と生活の両立を支援すること。
- 3 就労・福祉・医療・介護・メンタルヘルス等を一体で支える「横断的かつ持続的」な支援体制を確立し、孤立を防ぎ、誰も取り残さない社会を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

宛て

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（共生・共助）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

衆議院議長

参議院議長

プラスチック汚染の根本的解決に向けた包括的制度の整備を求める意見書（案）

プラスチックは国民生活に欠かせない素材である一方、過剰な使用と廃棄は深刻な環境問題を引き起こしています。中でもマイクロプラスチックによる海洋や大気、土壌への影響は、生態系や人の健康への懸念を高めています。

この課題に対処するため、国際社会では法的拘束力のある条約の策定に向けた政府間交渉が進められています。2022年の国連環境総会では2024年末までの合意を目指す方針が示されましたが、2024年の韓国・釜山会合では、生産規制や化学物質、資金支援をめぐる意見の対立により合意は見送られました。2025年8月にはスイス・ジュネーブで協議が再開される予定であり、日本にも積極的な役割が期待されます。

特に日本は、一人あたりのプラスチック廃棄量が世界でも高く、海洋汚染への対応も重要な課題です。これまで国際会議において一定の目標を共有してきた日本は、今後の交渉においても建設的な提案と合意形成に向けた努力が求められます。

国内では、プラスチックのライフサイクル全体にわたる対策が急務です。3Rのうち、最も効果の高い「リデュース（使用抑制）」を柱に、使い捨てプラスチックの削減と再利用可能な代替品への移行を後押しする制度設計が必要です。市民生活に身近な日用品についても、利便性を保ちつつ環境に配慮した選択が促されるよう、社会全体の意識改革が重要です。

また、マイクロプラスチック対策として、意図的に微細なプラスチック成分を含む製品については、国際的な議論の動向や科学的知見の蓄積を踏まえつつ、段階的な見直しを検討し、消費者や事業者の理解を得ながら対応を進めることが望まれます。拡大生産者責任（EPR）の明確化により、事業者による回収・再資源化の仕組みを整備し、リサイクルと再生資源の利用促進を支援する制度の充実も不可欠です。

海洋ごみの回収や処理では、自治体や漁業者への実効性ある支援を拡充し、不法投棄や管理不十分な処分場への対応として、国が責任を持って全件処理を進める体制整備が必要です。

プラスチック汚染の根本的解決は、将来世代への責任であり、国際社会がともに取り組むべき課題です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、今こそ「使い捨て型社会」から「循環型社会」への本格的な転換を図るため、上記に挙げた課題について、なおいっそうの国際的責務を果たすとともに、包括的な制度整備を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

環境大臣

衆議院議長

参議院議長